

窓口対応（配布可）

公園内での撮影の申請について

業による公園内での撮影については事前に、公園管理者の許可が必要です。

「業として写真又は映画を撮影する際の注意事項」を確認のうえ、撮影日の3日前（土日・祝日を除く）までに、下記手順に従って公園内行為許可申請書の提出を完了してください。

なお、営利を目的としない個人的な写真撮影・ビデオ撮影（撮影者を募っての撮影会を除く）については申請の必要はありません。

【申請の手順】

- 1 撮影の概要（日時や撮影場所、目的（掲載媒体）、撮影規模（人数）や企画内容（絵コンテ・台本等）の分かる書類を長井海の手公園管理事務所に送付する。
- 2 公園管理者が送付内容を確認後、撮影の可否等について連絡をいたします。
- 3 撮影が許可できる場合は、「公園内行為許可申請書」を長井海の手公園管理事務所に提出してください。（FAX、メール、郵送可）。

有料：通常のドラマ、映画、CDジャケット、カタログ等営利目的の撮影は有料になります。

①動画撮影は一日につき 41,900 円

②写真撮影は一日につき 20,950 円

減免：市や公園の紹介と判断された番組（旅行や歴史紹介等）は全額免除になります。

詳細については文化スポーツ観光部観光課メディアディスク担当

（TEL 046-822-8300）までご相談ください。

- 4 許可書の受領について、「公園内行為許可書」を発行しますので、撮影当日は長井海の手公園管理事務所までお越しください。
なお、有料の場合は、「納付書」を事前に発行し郵送いたしますので、撮影の前日までに金融機関等で納付のうえ、撮影当日は領収書を事務所でご提示ください。（許可書は領収書を確認のうえお渡しいたします）
- 5 発行された許可書をご持参のうえ、撮影を行ってください。

*公園の管理上必要な場合、公園管理事務所職員が立会することがあります。

*当日の撮影内容・手法が、許可内容に適合しないと判断された場合、撮影の中止を命じることもあります。

【問い合わせ・書類送付先】長井海の手公園 ソレイユの丘

TEL 046-857-2500 FAX 046-855-0850 Email:press@soleil-park.jp